

設計段階における三者協議試行要領（農林水産部）

（目的）

第1 公共事業において現場条件が厳しい場合や一定の技術が求められる工事では、工事施工段階での手戻りや手待ちなどを未然に防ぎ、円滑な事業執行と良好な品質を確保するため発注者、設計者、施工者の間で事業目的、設計思想を共有し、現地で無理のない施工、工事計画を立案することが重要である。

そのため、工事発注に必要な図面、数量、施工及び仮設計画等を作成する設計段階において、発注者、設計者及び施工者の三者が一堂に会して、施工上の課題や対応方法などについて意見交換を行う「設計段階における三者協議（以下「三者協議」という）」を試行的に実施することとする。本要領は、三者協議の実施に必要な事項を定めるものとする。

（対象業務）

第2 三者協議の対象とする設計業務（以下「対象業務」という。）は、一般土木工事の仮設計画を伴う業務のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ発注機関の長が必要と認めるものとする。

【農業農村整備事業関係】

（1）ため池、水路トンネル、用排水路詳細設計で以下の条件の業務

- ① 農業用水で利用制限を伴う仮設計画
- ② 急峻な地形や狭小な作業ヤードで施工を行う仮設計画
- ③ その他、特殊な条件下で施工する仮設計画

（2）頭首工、用排水機場詳細設計で以下の条件の業務

- ① 河川、農業用排水路の締切りを行い施設設置する仮設計画
- ② その他、特殊な条件下で施設を施工する仮設計画

（3）橋梁詳細設計で以下の条件の業務

- ① 斜面上に橋台を設置する仮設計画
- ② 河川の締切りを行い、橋台を設置する仮設計画
- ③ その他、特殊な条件下で橋台を設置する仮設計画

（4）道路詳細設計や地すべり施設設計で以下の条件の業務

- ① 長大な法面の掘削作業を行う仮設計画
- ② 急峻な地形や狭小な作業ヤードで施工する際の仮設計画

（5）道路詳細設計や河川構造物設計、橋梁補修・補強設計等で以下の条件の業務

- ① 河川の締切りを伴う仮設計画（締切りが高いもの）
- ② 現道交通の切り回しを伴う仮設計画（河川沿いなど特に現場条件が厳しいもの）

【森林整備保全事業関係】

(1) 道路詳細設計（仮設計画を含むもの）や治山施設設計で以下の条件の業務

- ① 長大な法面の掘削作業を行う仮設計画
- ② 急峻な地形や狭小な作業ヤードで施工する際の仮設計画

(2) 橋梁詳細設計で以下の条件の業務

- ① 斜面上に橋台を設置する仮設計画
- ② 河川の締切りを行い、橋台を設置する仮設計画
- ③ その他、特殊な条件下で橋台を設置する仮設計画

(3) 道路詳細設計（仮設計画を含むもの）や河川構造物設計、橋梁補修・補強設計等で以下の条件の業務

- ① 河川の締切りを伴う仮設計画（締切りが高いもの）
- ② 現道交通の切り回しを伴う仮設計画（河川沿いなど特に現場条件が厳しいもの）

【漁港・海岸・漁場事業関係】

(1) 河川構造物設計で以下の条件の業務

- ① 河川内の締切り延長が長い仮設計画
- ② 狭小な河川断面内での仮設計画

- 2 発注機関の長は、業務発注の前に前項各号への該当の有無を確認するとともに、対象業務とする場合は、特記仕様書にその旨を明示する。
- 3 特記仕様書への記載例については、以下のとおりとする。

（設計段階における三者協議）

第〇条 本業務は、「設計段階における三者協議試行要領」の対象業務である。別に定める試行要領に基づき三者協議を実施することとし、別途検討事項が必要となった場合は、発注者および受注者が協議を行うものとする。

（協議内容）

第3 三者協議は、対象業務の仮設計画に関する次に掲げる内容を協議する。

- (1) 現地条件の確認
- (2) 仮設工法の施工時の影響（土留め、地下水位、河川水位、現道交通等）
- (3) 施工機械の選定、作業ヤードの確保の妥当性
- (4) 周辺施設への影響
- (5) その他、施工時に配慮すべき事項

（構成）

第4 三者協議は、次の各号に定める発注者、設計者及び施工者で構成する。

(1) 発注者

対象業務の調査職員（班総括及び担当）を原則とする。ただし、必要に応じて、発注機関の職員及び対象業務を所管する事業担当課の職員も含むものと

する。

(2) 設計者

対象業務の管理技術者及び担当技術者を原則とする。ただし、調査員が認めた場合に限り、関連する設計業務の管理技術者並びにその他の設計に関する関係者も含むものとする。

(3) 施工者

当該業務の現場施工に際し、地域に精通し、当該工事の施工に必要な技術力を有する者として、大分県建設業協会の各支部（以下「協会支部」という。）会員の代表として三者会議の参加する者とする。

(三者協議の実施)

第5 設計者は、三者協議の実施時期等について、発注者と協議を行い、「設計段階における三者協議の概要書（別紙1）」を発注者に提出する。

2 発注者は、前項に定める概要書（別紙1）の提出を受けた後、協会支部と三者協議の実施時期等を調整のうえ、別紙2を参考に協会支部へ三者協議の開催及び施工者の選定を依頼する。

3 前項の依頼を受けた協会支部は、当該工事を施工する上で、地域に精通し、当該工事の施工に必要な技術力を有する施工者を選定し、別紙3を参考に発注者へ回答する。（2社以上から2～3名程度を選定する。）

4 設計者は、三者協議の開催期日までに「三者協議資料（様式1）およびその他図面等（以下、協議資料という。）」を発注者に提出する。

5 発注者は、前項の協議資料を協会支部へ事前に送付する。

6 三者協議では、第3の協議内容に関し、以下の項目等について情報の共有及び意見交換を行う。

1) 発注者

- ・事業目的並びに協議調整状況や現地条件等、工事全般に関する注意事項の説明など

2) 設計者又は発注者

- ・設計条件、意図及び施工上の課題等の説明
- ・主たる工法、施工及び仮設計画等の説明

3) 施工者

- ・設計や施工、仮設計画に対する疑問点や確認
- ・施工上の課題に対する意見など

7 三者協議終了後、協議した内容と施工者からの意見を確認する。

8 三者協議の開催回数は対象業務につき1回を原則とするが、各構成員が同意する場合には、追加して開催できるものとする。

(三者協議後の検討)

第6 三者協議にて施工者から出た意見に対し、対応方針等を発注者と設計者にて協議のうえ、設計成果品に反映することとする。

(報告)

- 第7 設計者は、施工者からの意見とそれに対する対応方針を「三者協議結果資料(様式2)及び図面等(以下、協議結果資料という。)」にまとめ、発注者に提出する。
- 2 発注者は、前項の協議結果資料を協会支部と工事技術管理室に提出する。
- 3 工事技術管理室は、前項の協議結果資料を県庁ホームページにて公表する。

(経費)

- 第8 設計者及び施工者が参加するための経費(打合せ及び旅費交通費等)については、発注者の負担とし、対象業務に設計計上する。

(対象業務の工事発注)

- 第9 対象業務の成果品を用いて工事発注を行う際は、現場説明書に以下のとおり記載する。

(現場説明書記載例)

本工事は、「設計段階における三者協議」を実施している。

また、三者協議の実施内容等は、大分県ホームページに掲載している。

<https://www.pref.oita.jp/> (仮)

(その他)

- 第10 この要領に定めるもののほか、三者協議の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。